

栃木労働局長から「働き方改革」の要請を受けました

2月6日に当連合会事務所において、堀江雅和栃木労働局長から藤澤 智会長に対し、「働き方改革」に向けた取り組みの要請がありました。

昨年6月に閣議決定された「日本再興戦略改定2014」において、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれ、多くの企業において検討・実現されるよう、先に栃木労働局内に立ち上げた「働き方改革推進本部」の活動の一環として、企業トップ等による自主的な取り組みを促進させるよう、要請がありました。

要請の一つ目は、自主的取組課題として、企業トップの発意による、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変えて定時退社や年次有給休暇の取得促進等の具体的な行動をとっていただくよう周知・勧奨すること。二つ目は女性の活躍推進のために各企業において女性活躍の状況把握や具体的な取組を計画的に実施して、その取り組み内容や効果等を厚生労働省の「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」へ情報提供をお願いすること。三つ目は雇用情勢の改善のために、正社員雇用の拡大や処遇改善等の取組が重要であり、労働局・ハローワークの窓口における相談・援助、各種助成金の活用等にご理解・ご協力をいただきたいことでありました。